

時

幸良

第24卷第3號 昭和13年3月

東京府小松川橋工事現況

小松川橋下部工事は工費 795 500 円の巨費を投じ昭和 9 年 11 月起工以來満 3 箇年の星霜を経て去る 12 年 11 月末日を以て竣工を見た。更に鉄部架設工事の中飯桁架設（鋼材製作運搬費 318 807.25 円）と同じく 12 年 11 月より開始目下工事中である、尙新荒川低水路部分に架す鋼構筋張拱橋は鋼材排底の折柄三井物産より鋼材の供給（593 365.44 円、約 2 400 ton）を受け鋼材支給を以て製作請負（製作架設運搬並に鋼桁架設費共 341 251.35 円）に付し目下製作中である。上部構造は之又工費 269 700 円を以て別途請負契約整ひ目下工事準備中なるも近く着工を見る筈である。

尙参考のため小松川橋の計画概要を記せば次の如くである。

1. 架橋位置及一般説明 本橋梁架設位置は都市計画事業に依る放射第 15 號路線の一部にして東京市江戸川區小松川 4 丁目及同區東小松川 1 丁目間を流れる新荒川及中川に架するものである。

本地點は東京市と千葉市とを繋ぐ國道上にあり而かも重要な軍用道路である。

2. 橋長幅員及橋面積 橋長 500.90 m、内新荒川 130.45 m、中川 631.35 m。

有效幅員 18.00 m（車道 11.50 m、歩道各 3.25 m）

有效面積 11 501.42 m²

3. 下部構造 (イ) 橋臺基礎： 大橋小橋共杭打、軸体扶壁式鉄筋コンクリート造； (ロ) 橋脚： 新荒川低水路中に位置する 6 脚の基礎は鉄筋コンクリート橋円形井筒長約 45 m にして他は全部杭打である。

軸体は鉄筋コンクリート造とし頭部及兩端は石材を使用する。

4. 上部構造 (イ) 橋體は新荒川低水路上のみ鋼構筋張拱橋（径間 54.00 m 5 連）とし同高水敷上及中川上は共に鋼筋桁橋（径間 18.00 m 16 連、13 500 m 3 連）。

(ロ) 床版： 鉄筋コンクリート造、厚 18 cm

(ハ) 鋼裝： 車道及歩道共トベカ式アスファルトコンクリート

(ニ) 釘柱： 花崗石積

(ホ) 高欄： 鉄筋コンクリート人造洗出仕上

（南保賀）

名古屋港第5期擴張計畫

かねてより愛知縣から港灣協會に設計方を委嘱中であつた大名古屋市の海の玄關としての名古屋港の將來計畫は、地元の意向を斟酌した左記の如き商工業港としての大擴張計畫を樹立し、内務省の土木會議に於て名港事業範囲の決定をまつて名港第 5 期計畫事業及國庫補助申請を行ひ實施に移る段取となり、茲に名古屋港將來計畫事業の確立を見るに到つた。

擴張計畫方針

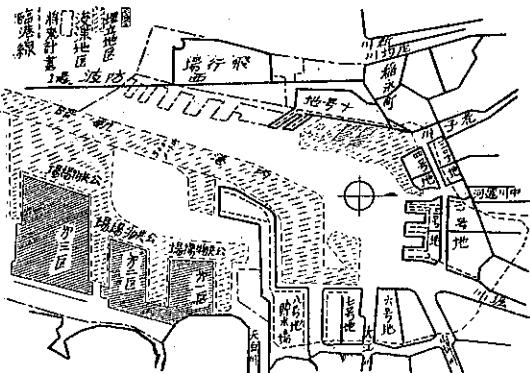
(1) 港内及港外航路は其の幅員を 300 m に擴張し水深を 10 m とする、港内泊地の一部にも水深 10 m の所を設ける、航路の幅員は將來必要に応じて 360 m 迄に擴張すること。

(2) 第 4 期工事竣工後における港内泊地の面積は 241 萬 m² あるが 360 萬 m² まで擴大すること、このため木材船泊地の防波堤及木材整理場を撤去し 9 號埋立地西北部の防波堤も撤去する、但し木材船泊地の防波堤 2 條の内南部の防波堤及木材整理場は當分之を存置する、なほ本港泊地の將來擴張地域としては 8 號、9 號連絡地の南方水面積約 500 萬 m² を保留し、木材船及餉油類積載船の泊地をその北部に移転する、港内繫船浮標相互の間隔及突堤端と繫船浮標との間隔は何れも適當に擴大し尙港内にも適宜港内航路を設置する。

(3) 港内工場用貨物荷役場はなほ十分なる餘地を存するも石炭荷役場及一般貨物荷役場は何れも施設不備にして地形の關係上能率の増進困難なるのみならず擴張の餘地にも乏しきをもつて石炭荷役はこれを現在工事中の 10 號地地先突堤に移して岸壁荷役となし、又一般貨物用物揚場は 4 號地々先に稻永新田地先に新設し更にその前面に防波堤を築造し船舶潤を施設す。從つて 4 號地々先における突堤の既定計畫は之を廢棄し又稻永新田地先における突堤の既定計畫の一部はこれを變更し、10 號地々先突堤は現在工事中であるが、出來得べくんばその中央に穿たれたる水面を埋築し以て貯炭場面積を増加し、岸壁荷役能率を増進せんことを希望す。

(4) 第 4 期工事竣工後における本港岸壁荷役能力は石炭を除き 1 ケ年約 1 500 000 t に達し得べしと雖も本港の將來性に鑑みり続き相當延長の岸壁を築造するの必要あるものと認む、而してその水深は 9 m とす

図-1. 名古屋港擴張計畫平面圖



(5) 将來の岸壁擴張地域を 10 號埋立地の南方に選定す、之が爲に現在工事中の飛行場は之を港灣用地に転用し飛行場は新に新川日光川間の沿岸を埋立て之に充てる。

(6) 帆船、發動機船の荷役場並に溜り場の將來擴張地域として堀川口港新橋の上流約2000mの兩岸を適宜改良しに充てる。

(7) トーガ瀬社燈浮標は本港特殊の状況及使命に鑑み速に之を霧笛を有する燈臺船に置き換へ入港船の安全を確保す。

(8) 近時本港附近工業勃興の趨勢に鑑み水陸交通の至便なる臨海工業地地帶を造成するため本港の南方天白川河口以内の沿岸海面を大規模に埋築す、しかして本港東防堤及防砂堤はこれを撤去す。

(9) 都市計畫において決定せる本市の運河網は大体において適當と認むるもその幅員及水深については慎重に審議すること、工事着手の順序は先づ河川の運河化より始むるを以て得策とすなほ庄内川、天白川、日光川をも改修して水運の便を開き以てその沿岸を工業地化せしめ或は在來の沿岸工業地帯をして水運の便を得させるが有利である。

(10) 本港附近工場の用水は主として鑿井に仰ぐが如きも今後の工場發展に對応して潤澤なる用水を供給し得るや疑ひなき能はず工業用水の確實なる供給計畫の樹立は目下の急務である、縣及市において善處されたい。(編輯部)

(編輯部)

相模川大堰堤築造計畫

神奈川縣當局に於て實現を意氣込みつゝある相模川

水利統制事業は2,680万円の巨費を以つて之が具体案の作製に務めてゐるが、同計畫案の根幹をなす大堰堤築造及諸工事の内容は次の如く内定した。

貯水池：湛水面積 258.6 ha. (782 000 坪), 總貯水量 57 200 000 m³, 有效貯水量 42 800 000 m³ (標高 145 m以上), 計畫貯水量は有效貯水量の 95%

堰堤：高さ 50m、延長 195m、水門高さ 8m、幅 9m のもの 6 連（なほ相模川の洪水量は昭和 3 年 7 月同地點附近で毎秒 2 000 m³ と實測されたが、この數値は過去の洪水中に於ける最大のもので本計畫では安全を期し 3 000 m³ を排するに足る排水門とし、この外排砂門取入日に監査門をも設置する。）

圧力隧道： 内径 6 m, 延長 700 m, 最大取水量 85.0 m³ を通ずるに足る充分の断面を與へ円形鉄筋コンクリート巻立てとし水深 20 m の最大水圧にも耐へ得る。

調圧水槽： 単動型、内径 15 m、高さ 48 m

與瀨發電所：平均使用水量 $32 \text{ m}^3/\text{sec}$, 最大使用水量 $85 \text{ m}^3/\text{sec}$, 總落差最大 40 m , 最小 10 m , 出力最大 26550 KW , 發電機容量 16000 KWA . 2基。

千木良取水堰堤：高さ 25 m, 延長 95 m, 水門（テナーゲート）高さ 8 m, 幅 9 m のもの 5 連。

千木良逆調整池：灌水面積 18 ha. (54 400 坪)，總貯水量 1 800 000 m³，有效貯水量 1 650 000 m³，所要貯水量 950 000 m³

導水隧道：內徑 5.4 m，延長 8 km（千木良久保澤
間）

久保澤分水池：長さ 38m, 幅 25m, 深さ 18m, 之は同時に久保澤發電所水槽を兼ねるもので同時に調圧水槽とする。

久保澤發電所：使用水量最小 $15.85 \text{ m}^3/\text{sec}$, 最大 $47.25 \text{ m}^3/\text{sec}$. 總落差最大 35.5 m , 出力最大 $18,450 \text{ K.W.}$, 當時 $6,300 \text{ K.W.}$, 發電機容量 $11,000 \text{ K.W.V.2基}$.

久保澤發電所放水：上幅 8 m, 底幅 4.4 m, 深さ 7 m, 延長 250 m(梯形鉄筋コンクリート造)。

(編輯部)

玉川水道買収の経過

舊玉川水道は品川區、荏原區、大森區、目黒區、蒲田區及世田谷區の各一部を給水區域とする一大私設會社にして、水道布設許可年限は昭和9年7月22日を以て満了すべき處、この期限満了を機とし、東京市は水道事業

の本質に鑑み同社の水道を買收し之を統制せんとし、市會の議決を經て會社に對し水道條例第 17 條に基き之を買收する旨通告せり。

内務大臣はこの趣旨に基き市に於て水道及水道經營に必要なる土地物件を買收するに必要なる期間として昭和 10 年 3 月 22 日迄許可期限を延長し、其の間に於て買收に關する一切の交渉を遂げ土地物件の遗漏なき授受を完了する様通牒せり。

然るに會社は水道條例第 17 條による買收は實現不可能にして、當然第 18 條によるべきを主張し、市の第 17 條による買收價格にも承服する能はざる旨回答し、兩者の主張は完全に相反し交渉は不調に了りたるを以て、市は水道條例第 17 條による買收價格の決定方を府知事に對し申請し來れり。

元來水道事業は公益事業にして、第 2 條に規定する如く原則として市町村たる公共團體に對してのみ許可すべき性質のものにして、第 17 條の如き強制買收の條例すら規定せらる。茲に於て府知事は第 17 條による方針を決定し、土木部に於て観意調査研究を進め、獻身的努力によりて窓前にして恐らくは絶後たるべき第 17 條による裁定價格を決定し昭和 10 年 3 月 22 日の許可期限滿了と同時に本水道は東京市の經營に移ることとなれり。

然るに會社は本裁定價格に不服なりとし、内務大臣に對し訴願し買收價格の更正を陳情せり。

内務大臣は會社の訴願に基き一々慎重なる調査を進め、約 2 年半の歲月を費し細目に亘り詳細なる研究を遂げ、昭和 12 年 12 月 22 日遂に裁決を下し、府知事の裁定に從ふべき旨會社に通達せり。

茲に於て長年に亘る難問題たる玉川水道買收事件も完全に解決を見るに至れり。 (傍島 渚)

東京道路研究會第 113 回例會

道路研究會 2 月例會は下記演題の下に石川技師

に講演を依頼して開會、同氏獨特の觀察並に巧に諧謔を交へた論調は固くるしい鋪装技術者の視野の開拓に多大の好果を與へた。參會者約 40 名、一同多大の満足を以て一二質疑応答の後 2 午後 8 時 15 分散會

日時： 2 月 8 日（火）午後 6 時

場所： 帝國鐵道協會

演題： 道路を決定すべき都市の諸性質に就て

講師： 都市計畫東京地方委員會技師 石川榮耀氏
(編輯部)

都市計畫關係決定事項（1 月中）

1. 市街地建築物法適用： 福島縣平市及好間村の一部（施行規則第 149 條の 2 の規定）。
2. 都市計畫法適用： 福岡縣行橋町、新潟縣直江津町、東京府武藏野町。
3. 都市計畫區域決定： 行橋（福岡縣行橋町の區域）。
4. 計畫の決定： 區割整理 舉母都市計畫土地區割整理（面積 221.50 ha, 整理費 157 000 円）。風致地區 前橋都市計畫風致地區（庭城 90.65 ha, 敷島 181.05 ha, 橋山 47.10 ha）鎌倉都市計畫風致地區（面積 2 263.4 ha）。
5. 事業の決定： 街路 桐生都市計畫街路（II. 3.20 号延長 0.51 km, 事業費 165 000 円）區割整理 和歌山都市計畫土地區割整理區域を都市事業として和歌山市に施行命令（面積 92.43 ha, 整理費 370 000 円、昭和 17 年迄に完了）。
6. 土地區割整理組合の設立： 防府都市計畫區域内西佐波第一（面積 35.56 ha, 整理費 95 400 円）、名古屋都市計畫區域内牛島（面積 0.40 ha, 整理費 1 400 円）、同御臺所（面積 1.12 ha, 17 000 円）、岐阜都市計畫區域内大繩場（面積 9.97 ha, 36 500 円）、佐世保都市計畫區域内董ヶ岡（面積 3.25 ha, 14 590 円）。

(編輯部)